

江口勇治監訳，磯山恭子・川良裕一郎・木村哲也・舟越耿一・江口勇治翻訳  
『テキストブック わたしたちと法 権威，プライバシー，責任，そして正義』  
2001年 現代人文社 2200円＋税

松崎 康弘\*

「自由で公正な社会を支える価値観を子どもたちに教え、自立した市民を育てる。これが法教育の精神だ。」「感情に流されず問題の理性的解決をどう図るか。法教育の役割を痛感する。」(朝日新聞2001年10月12日夕刊 「窓」)これは、江口氏らによって筑波大学附属中学校にて行われた、本書をテキストとした実験授業に基づいて書かれた記事である。本書に対する注目度の高さを示すだけでなく、法教育の必要性を示す記事である。

日本における法教育は徐々に拡がりを見せてきている。本書の訳者の江口氏や磯山氏も寄稿している全国法教育ネットワーク編『法教育の可能性』(2001年、現代人文社、2200円＋税)には、弁護士・司法書士・中学校教諭・高等学校教諭らが研究者とともに名を連ねており、法曹界と教育界との連携が進んできていることが表れている。さらに同書ではアメリカや韓国、台湾における法教育についても紹介されており、まさに法教育は日本のみならず世界的な流れとなってきているのである。しかし、日本における憲法教育以外の法教育研究及び実践はまだ端緒についたばかりと言って良いであろう。そのような現状において、研究及び実践の拠り所の一つとなるテキストが本書である。

本書は、アメリカ合衆国で公民教育・法教育などの領域で活躍しているCenter for Civic EducationのFOUNDATIONS OF DEMOCRACY SERIES (『民主主義の諸基礎』)を翻訳したものである。これは、アメリカにおける初等・中等教育段階向けの代表的な法教育教材で、今回翻訳されたのは小学校後期段階(第3～5学年)のものである。

本書の構成は以下の通りである。

Center for Civic Educationの法教育について

●権威 Authority

- ユニット1 権威とは何か?
- ユニット2 わたしたちはどのようにして権威ある地位に就こうとしていることを評価しうるか?  
わたしたちはどのようにしてルールや法律を評価しうるか?
- ユニット3 権威を使うことの利益と費用は何か?
- ユニット4 権威の範囲と限界はどうあるべきか?

●プライバシー Privacy

- ユニット1 プライバシーとは何か?
- ユニット2 難易によって、プライバシーの行為の違いを説明できるか?
- ユニット3 プライバシーを守ることから、どんな結果が予想できるだろうか?
- ユニット4 プライバシーの範囲と限界はどうあるべきか?

●責任 Responsibility

- ユニット1 責任の大切さとは何か?
- ユニット2 責任を果たすことの利益と費用とは何か?
- ユニット3 わたしたちはどんな責任を果たすべきかを、どのようにして選択するか?
- ユニット4 誰が責任を果たすべきか?

●正義 Justice

- ユニット1 正義とは何か?
- ユニット2 わたしたちはどのようにして配分的正義の問題を解決できるか?
- ユニット3 わたしたちはどのようにして匡正的正義の問題を解決できるか?
- ユニット4 わたしたちはどのようにして手続的正義の問題を解決できるか?

教師用ガイドの概要

\*筑波大学大学院博士課程教育学研究科

「Center for Civic Educationの法教育について」では、アメリカにおける法教育の展開について概観している。そして「権威」「プライバシー」「責任」「正義」の各概念について、それぞれ4つのユニットが設定され、各ユニットはレッスンに細分化されている。例えば「権威とは何か？」のユニットには、「権威と権威のない権力との違いは何か」「あなたは地域社会の問題解決に権威をどのように使うか？」等の4つのレッスンが設定されている。各レッスンには、「レッスンの目的」「見方や考え方」「問題を解決してみよう」「スキルを使ってみよう」という項目が設定されている。「見方・考え方」や問題解決的な学習などは平成10年度版学習指導要領においても強調されていることであるが、これらのことが明示されているテキストであるという点においても、本書の有用性は高いと言えよう。

単に講義式で知識を与えるという形ではなく、多様な学習方法が設定されているのも本書の特徴の一つである。例えば児童・生徒が架空の町の会合に議員や住民などの役割で参加したり、架空の事件に対する模擬裁判に裁判官や弁護士の役割で参加するというような形のシミュレーションやロールプレイが設定されている。また、地域住民へのインタビューや「かわら版」づくりなどが設定されている。さらに、教材としていくつかのストーリーが設定されているが、その内容も学級委員長選挙やバスケットチームでの補欠選びの規準についてなど、児童生徒にとって現実的なものとなっている。

本書の「教師用ガイドの概要」では、この法教育カリキュラムの基本原理及び各レッスンの指導解説が示されている。いわゆる教科書に基づき知識を与える憲法教育がほとんどと思われる現状において、法教育を実際にどのように行ったらよいかという点について疑問を持たれる現職教員の方もおられるだろうが、このガイドが大いに参考になる。

これから本書を用いた授業実践が蓄積され、その教育的効果や問題点が分析されていくことになるであろう。現に江口氏は前述の筑波大学附属中や茗溪学園での実験授業を実施しているが、さらなる実践の蓄積とその分析が待たれる。また、日本社会科教育学会で江口氏に対する質問として挙げたという年間カリキュラムの中に法教育をどのように位置づけていくかという点など、法教育の検討課題も少なくないようであるが、これも実践の蓄積によって解決が図られていくのではないだろうか。筑波社会科教育学会員の皆様による実践を望みたい。

最後に、他の発達段階におけるテキストの翻訳がなされ紹介されることで、さらに法教育研究・実践は深まっていくであろうことを指摘したい。前述のように本書は小学校後期段階対象のものを翻訳したものである。他に幼稚園～小学校前期段階、中学校段階、高等学校段階のテキストがあるという。特に幼稚園～小学校前期段階というのは、日本の道徳教育で重視される段階であり(1998年 教育課程審議会答申)、アメリカの法教育テキストが示唆する部分も大きいのではないかと考える。今後の続刊に期待したい。